

徳之島町一般廃棄物処理計画

令和 7 年度ごみ処理実施計画

混ぜればゴミ・分ければ資源



令和 7 年 4 月

徳 之 島 町

目次

第1 ごみ処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画の目的	1
(2) 計画区域	1
(3) 計画期間	1
(4) ごみの区分及び排出方法等	1
(5) ごみの処理主体及び処理方法	2
(6) 処理施設	2
(7) ごみ量の推計	3

2 3R推進計画

(1) ごみの排出抑制等に配慮した生活様式の定着	4
(2) リサイクル活動の促進	4

3 適正処理等推進計画

(1) ごみの分別排出及び生活系ごみの集積所における収集の徹底	4
(2) ごみ集積所を新設する場合の条件等	4
(3) 処理困難物等の適正処理	5
(4) 適正な収集・運搬の確保	5
(5) 適正な中間処理の確保	5
(6) 適正な最終処分の確保	5
(7) 不法投棄の防止・環境美化の推進	6
(8) 災害廃棄物処理体制の構築	6

4 一般廃棄物の排出抑制に関する課題

(1) 燃やせるごみの減量化	6
(2) 燃やせないごみの減量化	6
(3) 事業系ごみの排出抑制	6

第1 ごみ処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、
令和 7 年度徳之島町一般廃棄物処理計画を次のとおり定める。

(2) 計画区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域とする。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年4月1日から令和 8 年3月31日とする。

(4) ごみの区分及び排出方法等

区分		排出方法	収集回数
生活系ごみ	可燃ごみ (燃やせるごみ)	紙くず、生ごみ、繊維等は町指定の可燃ごみ袋に入れて、木枝・木切れは幹周りが15cm以内で、長さ30cm以内に切って、指定のごみ袋に入れるか、一抱え程度に紐でしばって、処理シールを貼って排出する。	2回/週
	不燃ごみ (燃やせないごみ)	金属、ガラス、陶磁器等を町指定の不燃ごみ袋に入れて排出する。	2回/月
	粗大ごみ	家電4品目(注)及びパソコンを除く電化製品、家具類、自転車、畳等を所定のごみ集積所に排出する。	年2回 (12月・3月)
	水銀使用製品	蛍光灯 / 体温計・温度計(水銀使用) / ボタン電池 自らの責任において町指定の場所へ排出する。	随時
	資源ごみ	缶類	2回/月
		びん類	
		ペットボトル	
		紙類	
		発泡スチロール類	
	町で処理できないごみ	家電4品目、パソコン、自動車部品、コンクリート片、ピアノ、農業・畜産ごみ、薬品類、その他危険物	
事業系ごみ		事業に伴って排出されるごみは、町では回収しない。 自らの責任においてクリーンセンターへ搬入する。	

注:「家電4品目」とは、エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のこと。

【排出方法等に係る共通事項】

各家庭から排出される生活系ごみは、上記区分に従って分別し、決められた排出日時に所定のごみ集積所に排出するか、所定の処理施設に直接搬入する。

引越し等により一度に多量の一般廃棄物を排出する際は、排出者自らが処理施設に直接搬入するか、本町一般廃棄物処理業許可業者等に依頼して適正に処理する。

事業系ごみは、排出事業者自らが処理施設に搬入するか、本町の一般廃棄物処理業許可業者への委託により適正に処理する。

(5) ごみの処理主体及び処理方法

① 収集・運搬

一般家庭から排出されるごみの収集・運搬は、次のとおり町が民間業者に委託する。
なお、事業系ごみについては、自己処理（排出事業者自らが運搬するか、又は許可業者に収集・運搬を委託する。）を原則とする。

家庭ごみ収集運搬委託業者	所在
平和清掃	徳之島町 亀津5279番地3
名城回漕運輸株式会社	徳之島町 亀徳2184番地36
有限会社 母間衛生社	徳之島町 母間3937番地
林清掃	徳之島町 母間9534番地1
有限会社 保岡商事運輸	徳之島町 花徳2590番地
社会福祉法人 和笑会	徳之島町 花徳1637番地

注：上記は、一般家庭からごみ集積所に排出された生活系ごみの収集運搬を委託する業者である。

② 中間処理及び最終処分

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、徳之島愛ランドクリーンセンターが破碎・焼却並びに最終処分する。

また、資源ごみは、徳之島愛ランドクリーンセンターにおいて中間処理を行い、民間業者に委託して本土の処理業者へ輸送を行う。

(6) 処理施設

区分	焼却施設	リサイクル施設
名称	徳之島愛ランドクリーンセンター	徳之島愛ランドクリーンセンター
所在地	伊仙町目手久尾浜1395番地	伊仙町目手久尾浜1396番地
型式 (処理方法)	ごみ焼却：流動床式焼却炉 灰溶融炉：酸素バーナー式灰溶融炉	破碎・選別・圧縮
能力	ごみ焼却：1.9t／8時間×2炉 灰溶融炉：2.6t／5時間×1	13t／5時間×1系列
処理対象	可燃ごみ、リサイクルプラザ可燃物残渣	可燃・不燃・粗大・資源ごみ
竣工年月	平成15年3月	平成15年3月

■参考：徳之島愛ランドクリーンセンター処理内容

・搬入された可燃ごみは、いったんごみピット内で攪拌・混合されたのち、ごみホッパに投入し、流動床式焼却炉へ送られ、焼却される。炉底部から取り出された炉下灰は砂を回収した後、不燃物磁選機で鉄分を除去する。また、焼却飛灰は酸素バーナー式灰溶融炉で溶融処理される。

・資源ごみは、遺物の除去を行い、ペットボトルはペール化し、びん類については手選別で色別に分けられ、缶類は磁選機及びアルミ選別機により選別され圧縮成形され、それぞれ有価物として売却される。

・不燃ごみ及び粗大ごみは、粗破碎の後、回転式破碎機で細かく碎かれ、鉄・アルミ・残渣に選別される。

(7) ごみ量の推計

① ごみの排出量

区分		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度(推計)	
				人口	令和 5 年度比
人口		9,881人	9,820人	9,629人	97.4%
ごみ排出量 (t)		3,549	3,501	3,455	0.1%
収集 ごみ	可燃ごみ	2,996	2,992	2,953	0.1%
	不燃ごみ	226	220	217	0.1%
	粗大ごみ	22	22	21	0.1%
	資源ごみ	305	267	263	0.1%
町民1人1日当たりの ごみ排出量(g/人日)		984	977	983	99.9%

注1:令和 年度の各区分の数値は徳之島愛ランドクリーンセンターによる集計値。
当該年度の「推計」の人口は、前年度末3月31日現在の住民基本台帳の人口

② ごみの資源化量

区分		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度(推計)	
				推計値	令和 5 年度比
ごみ資源化量 (t)		281.2	261.6	258.1	0.92
スチール製容器		53.1	41.8	41.3	0.78
アルミ製容器		44.4	36.4	35.9	0.81
無色のガラス容器		9.8	7.6	7.5	0.77
茶色のガラス容器		20.2	20.7	20.4	1.01
その他のガラス容器		13.5	19.3	19.0	1.41
紙類		113	106.6	105.2	0.93
ペットボトル		27.2	29.2	28.8	1.06
発泡スチロール類		0.0	0.0	0.0	—

注:本表の数値は、徳之島愛ランドクリーンセンターによる令和 6 年度集計値を記入した。

2 3 R推進計画

（１）ごみの排出抑制等に配慮した生活様式の定着

- ① 地区自治会等と協力・連携して、ごみの排出抑制等に係る普及啓発活動や説明会等を実施する。
- ② 広報誌、チラシ、ホームページ等を活用して普及啓発・情報提供を行う。
- ③ 学校、教育機関等における環境学習を推進する。

（２）リサイクル活動の促進

- ① 自動車リサイクル海上輸送費補助事業を活用し、自動車リサイクルの推進を図る。
- ② 家電リサイクル海上輸送費補助事業を活用し、家電4品目の適正な処理を推進する。
- ③ 平成25年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（ 小型家電リサイクル法 ）」に基づき、使用済製品に含まれる貴金属、レアメタル等のリサイクルの実施に向けた調査・研究を行う。

3 適正処理等推進計画

（１）ごみの分別排出及び生活系ごみの集積所における収集の徹底

- ① 町民に適正なごみの分け方・出し方を啓発するため、転入者や希望者に対し、「家庭ごみの正しい分け方・出し方手引書」や「家庭ごみの分け方・出し方ガイド」を配布し、正しいごみの出し方の周知を図るとともにごみの減量化・再資源化を推進する。
- ② 転入者、自治会未加入者、共同住宅管理者等に対し、随時ごみの分け方・出し方の周知徹底を行う。
- ③ ごみ集積所の適正管理を推進するため、自治会等と協力して、ごみ出し違反者に対する指導を徹底する。
- ④ 排出事業者に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行う。

（２）ごみ集積所を新設する場合の条件等

宅地開発やアパート・マンションの新築等に伴いごみ集積所が増加傾向にあり、ごみの収集運搬の効率化・コスト削減に配慮しながら、ごみ集積所を適正に配置していく必要があることから、原則として、次の条件を満たす集積所の配置を進める。

- ① 近くに利用できる既存のごみ集積所が無いこと。
- ② 概ね10戸以上の利用が見込まれること。
- ③ ごみ集積所設置予定地の土地所有者（又は管理者）や隣接土地所有者（又は管理者）、当該地域の自治会長等の関係者の了解が得られていること。
- ④ 設置後の管理体制など衛生保持対策が明確化されていること。
- ⑤ ごみ収集車両の通行・横付け等が可能な場所であり、収集車両への積み込み作業の安全が確保できる場所であること。

（３）処理困難物等の適正処理

- ① エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃家電４品目の処理については、家電リサイクル法に基づき、適正な処理ルートで円滑にリサイクルされるよう啓発・指導する。
- ② 廃パソコンについては、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、適正な処理ルートで円滑にリサイクルされるよう啓発・指導する。
- ③ 在宅医療の進展に伴い一般家庭から出る使用済みの注射針や期限切れ・飲み残しの医薬品等については、薬剤師会、医薬品販売店、病院、専門の処理業者等により適正に処理されるよう必要な指導を行う。
- ④ その他感染性のあるもの（医療機関から排出される感染性一般廃棄物）、有害性のあるもの（農薬、劇薬等）、危険性のあるもの（火薬類、ガスボンベ等）、引火性のあるもの（塗料、溶剤、灯油類等）、処理業務を困難にし又は処理施設を破損させる恐れのあるもの（自動車部品（タイヤ、バッテリー、シート等）、バイク、農機具、消火器、電気温水器、温水ボイラー（業務用））等については、排出者に対する周知と専門業者等による適正な処理について必要な指導・啓発を行う。

（４）適正な収集・運搬の確保

- ① 生活系ごみの収集・運搬については、法令等に基づき業務遂行の適正を最優先する観点から、業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務の実施に関する相当の経験を有する現契約業者に引き続き業務を委託するとともに、効率的かつ効果的な収集・運搬方法について検討を行う。
- ② 事業系ごみの収集・運搬については、一般廃棄物収集・運搬業許可業者への指導等を通じて、円滑かつ適正な収集運搬を確保する。なお、現状の収集・運搬の状況や事業系ごみの排出量等を勘案し、本町の一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施するため、新たな事業系一般廃棄物の収集・運搬業の許可（全区域及び区域限定）については、基本的に認めないものとする。（ただし、倒産やその他の事情により廃業する業者があった場合、又は廃棄物の分別区分や量の増大など、適正な収集運搬体制の確保に特に必要と認められる場合を除く。）

（５）適正な中間処理の確保

- ① 焼却、再資源化等の中間処理施設（民間施設を含む。）は、周辺的生活環境に影響を与えないよう、適正な運転管理を行う。
- ② 一般廃棄物の処分業（中間処理業）については、ごみの減量化・リサイクルの推進に寄与することから、一般廃棄物処理計画との整合性が保たれ、適切な処理施設で確実に処理又は再生される見込みがある場合許可する。

（６）適正な最終処分の確保

- ① 一般廃棄物最終埋立処分場については、徳之島愛ランドクリーンセンターにおいて周辺的生活環境に影響を与えないよう適正に管理運営するとともに、当該処分場の延命及び維持管理コストの削減を図る。

（７）不法投棄の防止・環境美化の推進

- ① 不法投棄を未然に防ぐため、衛生自治団体、警察、保健所等の関係機関・団体と協力・連携して、道義高揚・マナーアップ等の啓発活動や環境パトロールを行うとともに、違反者に対する指導を強化する。
- ② 「徳之島町ごみのポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関する条例」の周知、徹底を図るため、環境パトロール等を行う。
- ③ 関係機関・団体と連携して、不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板を設置するとともに、必要に応じて監視カメラを設置する。
- ④ 地区自治公民館、ボランティア団体、企業、学校等が行う清掃活動等を支援する。

（８）災害廃棄物処理体制の構築

災害時のごみ処理を迅速かつ適正に行うため、徳之島町地域防災計画中に定める災害廃棄物処理計画の具体的取り扱いを検討する。

４ 一般廃棄物の排出抑制に関する課題

（１）燃やせるごみの減量化

排出されるごみの中では可燃ごみが最も多く、令和 6 年度は総排出量の 約 85% 余を占めている。年々減少傾向にはあるものの、ごみの減量化を進めていく上で、可燃ごみの排出抑制に対する取り組みをまず重点的に検討する必要がある。中でも生活系のごみは、過去5年間総排出量の60%前後を占めることから、各家庭において、不要なものは買わない、マイ水筒やマイバッグを利用する、食べ物を残さない、詰め替え商品を利用する、過剰包装は断るといった日常におけるごみの減量を進め、今後一層の排出抑制に努める必要がある。併せて食品廃棄物の抑制に向けた研究も検討課題であり、各家庭での段ボールコンポストの活用による生ごみの堆肥等も推進していきたい。

（２）燃やせないごみの減量化

燃やせないごみの排出量は、総排出量に占める割合は平成27年度6.7%であったが令和 6 年度には 6.3% となっている。燃やせないごみの中には、資源物が含まれている可能性も考えられ、今後一層の分別排出の徹底を図る必要がある。

（３）事業系ごみの排出抑制

事業系ごみの総排出量に占める割合は、平成26年度が33.2%で令和6年度は35.6%を占めている。事業系ごみの大半は燃やせるごみであり、このうち資源可能物についてはできるだけ資源化を図るよう事業者に協力を求めていくことが必要である。